

地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための  
仕組みの在り方に関する検討会（第6回）議事概要

開催日時：平成30年3月30日（金）10:00～12:00

開催場所：中央合同庁舎第2号館 共用会議室3

出席者：

【構成員】

宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授） ※座長  
犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）  
大谷 和子（株式会社日本総合研究所執行役員／法務部長）  
岡村 久道（弁護士、京都大学大学院医学研究科講師）  
佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）  
大門 一幸（豊島区政策経営部区民相談課長）  
百武 芳和（多久市情報課長／田中構成員代理）  
松岡 万里野（一般財団法人日本消費者協会理事長）  
村上 文洋（株式会社三菱総合研究所社会 ICT イノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員）  
矢島 征幸（五霞町政策財務課主幹）

【オブザーバー】

小川 久仁子（個人情報保護委員会事務局参事官）  
下澤 広幸（行政管理局管理官室副管理官）  
今井 健司（情報流通行政局地方情報化推進室課長補佐）  
田中 雅行（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

【事務局等】

池田 憲治（大臣官房地域力創造審議官）  
猿渡 知之（大臣官房審議官）  
稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）  
若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）  
自治行政局地域情報政策室

議 事：

・地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書（案）

**【岡村構成員】**

- 4 ページの第 3 段落で、最終的に非識別加工情報そのものを利活用しようとする場合に、初めて非識別加工情報になるわけで、これに対し最終的に統計情報にするための一プロセスとして一時的に非識別加工情報化する場合には、その非識別加工情報としての規律がかかってこないのでは、この書きぶりをもう少し明確にしてはどうか。

**【大谷構成員】**

- 「はじめに」で、この検討会で目指したものは、地方公共団体の非識別加工情報の仕組みの導入促進のほかに、それを通じて官民が協力し合い、住民サービスを充実させることに資するという点にあるので、こうした大きな目的についても触れていただきたい。

**【村上構成員】**

- まずは、民間部門における匿名加工情報の活用について、どのような情報が加工の対象となっているのかは地方公共団体においても参考になると思うので、できる限りの情報提供をしていくのがよいと思う。

**【佐藤構成員】**

- 非識別加工情報は、本人の同意がなくても個人の情報を提供できるという制度であるが、法制度全体から見ると、第三者に当たっては本人の同意を得ることが前提であって、それができなかった場合の一つの選択肢として、非識別加工情報として提供するとの位置づけになる。本人の同意を得るのが原則であるという点は申し上げておきたい。

**【大門構成員】**

- 非識別加工情報の仕組みに関し、立法措置による解決の可能性を含めた検討を行うという規制改革実施計画の内容も踏まえて検討してきたので、その点も「はじめに」に記載した方がよいのではないかと。

**【佐藤構成員】**

- 参考資料 2 の 30 ページについて、技術検討ワーキンググループとしては、国の行政機関や民間の匿名加工情報の基準と同じ基準で行うとした上で、個人情報保護委員会が作成したガイドラインに地方公共団体が保有する個人情報の特性に応じた補足をするという形により整理を行ったもの。
- 同じく 31 ページについて、国の非識別加工情報に関するガイドラインのうち、個人情報保護委員会規則第 11 条 4 号では、全国的な観点において特異であるということが対象ではあるが、一方で、地方公共団体の区切りの中における特異な記述、特殊性というものに関しては同条の 5 号に基づく措置で対応するといった方向で、技術ワーキングで整

理したところ。

- また、同規則第5号の補足に関して、地方公共団体では、ある地域に住んでいる住民の情報を網羅的に対象としている可能性があることを考慮して、サンプリングやレコード抽出という手法を使うことによって、第5号で求められる適切な加工が行えるのではないかと整理をしたところ。

#### 【大谷構成員】

- 活用事例のところ、まず教育分野における活用イメージがあって、次に介護分野における活用イメージがあるが、この順序を逆にした方がよいのではないかと。児童生徒の学習コンテンツの利用状況に関するデータは、まだ地方公共団体が保有していない個人データでもあり、そのデータを保有するところから始めるとなると、利活用のイメージが湧きにくい。また、住民側からすれば教職員の負担軽減に逆行する取組だという違和感を覚えたり、児童生徒の評価ということになると、教育分野の個人情報の取扱いということで保護者の方もナーバスになったりするケースもあるのではないかと。一方、介護分野では、一定の情報が保有されているということが既に前提としてあり、その上で何かプラスアルファのことができないかということについて、各自治体も悩まれていると思うので、介護分野の活用イメージを先に示した方がよいのではないかと。
- 共同受託の説明のところ、なお書きとして、地方公共団体における広域的な取組についての記述があるが、共同受託とは全く性質が異なるものなので、記述する位置を整理した方が分かりやすいのではないかと。
- オープンデータの利活用に関しては、アイデアソンのような手法が行われている。非識別加工情報に関しても、将来的には自治体の保有している情報の活用価値をさらに高める観点からアイデアソンのような取組を企画できると、進展するのではないかと。

#### 【矢島構成員】

- 教育分野のデータ活用イメージは、内容としては分かりやすいが、介護分野のデータ活用の方がイメージしやすいと思うので、掲載順序については検討していただければと思う。

#### 【犬塚構成員】

- データを提供する側からすると、受託事業者における加工が適切に行われているかどうかの判断をどのように行うのかという点が課題になるかと思うので、そのような観点からの情報提供や運用の仕方等も含めた手引きがあるといいのではないかと。

#### 【岡村構成員】

- 加工が適切に行われているかどうかの判断については、各地方公共団体で設置されてい

る審査会等において、特別委員のような形で専門的知見を有する者を入れて対応するか、ワーキンググループを設置して専門的知見から審議するといった方法が考えられるので、少なくとも手引で示していけば良いのではないかと。

#### 【村上構成員】

- 個人の情報を第三者に提供するに当たっては本人の同意を得ることが原則という話があったが、国からの情報提供において、非識別加工情報に関する情報だけではなく、個人情報に関する第三者提供に関する情報も併せて提供できれば、民間事業者にとっても有益になるのではないかと。
- 法的措置を含めた検討については、規制改革実施計画においても指摘されていたので、報告書の中で触れた方が良いと考える。

#### 【大門構成員】

- 共同受託や作成組織の具体的な仕組みについては、今後の検討に委ねることになっているが、今後どのように仕組みを作り上げていくのかが肝心である。条例改正を行うには、報告書でとりまとめた、活用事例の充実を含めた情報提供が進んでいく必要があるが、事務局としてはどのように考えているのか。

#### 【事務局】

- 事務局としては、まずは報告書の内容を地方公共団体に対してきちんと伝えていく。また、報告書の内容を踏まえ、例えば条例改正に当たっての手引等を示すとともに、活用事例を整理してまとめていくこととなるのではないかと。いずれにしても、地方公共団体に対しては丁寧に情報提供をしていきたいと考えている。

#### 【岡村構成員】

- 欧州との関係で相互認証的な仕組み等の導入に向けて、最終的な努力が行われていると聞いている。一方、中国サイバーセキュリティ法では、個人情報の保護に係る規定が設けられており、ベトナム等でも同じような動きが見られる。このように個人情報保護法制には流動的な余地を残している。こうした動向を見据えて、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の動向があつて、さらには地方公共団体のデータ利活用という動きになってくるかと思う。今後ともこのような動きを俊敏に捉えつつ、必要があれば、更なる検討をお願いしたい。

#### 【松岡構成員】

- 住民側からすれば、非識別加工情報制度の導入に伴いどのようなメリットが出てくるのだろうかということになるので、具体的な活用事例をたくさん集める努力がここ数年は必

要なのではないか。そのことにより、住民や民間事業者に対して自分たちにどのような利益があるのかという点が分かるようになると思う。

**【佐藤構成員】**

- 報告書は適切なまとめと思う。非識別加工情報制度における国の行政機関と地方公共団体とを比べたとき、国の行政機関や独立行政法人等については個人情報保護委員会が所管することとなっているが、地方公共団体については、団体自身が管理監督をするという建てつけになっているという違いがあるという点は申し上げておきたい。

**【村上構成員】**

- 自治体が内部で個人情報を活用しようとする場合、例えば政策立案、評価や、住民サービスを行う場合に、非識別加工情報ではないが、万が一の漏えいリスクを下げるために、これに類する加工作業を行うケースがこれから増えてくると思うので、非識別加工情報技術に関しては、そういったような庁内利用の際にも参考になるのではないかとと思う。

**【矢島構成員】**

- 地方公共団体が積極的に条例改正を行っていくためには、本検討会の報告書の内容を情報提供するだけでなく、今後作成される活用事例の情報提供と併せて、非識別加工情報の積極的な活用を促すような周知の仕方を見ると各自治体の取組が前に進んでいくのではないかとと思う。

**【佐藤構成員】**

- 地方公共団体の内部でのデータのやりとりにおいて、この非識別加工情報を使うという考えは、そもそも保有個人情報の利用目的と異なる利用ケースが出てくるので、目的外利用のために、この非識別加工情報やそれに類したものを使うかどうかというのは、別の議論になるのではないかと。

**【村上構成員】**

- 非識別加工情報とすれば目的外利用できるという意図で申し上げたのではなく、個人情報保護条例に基づいて、適切な手続きを経て利用する場合を想定しており、非識別加工をするような技術等が、万が一のリスクを低減する場合もあるのではないかと趣旨で申し上げた。

**【宇賀座長】**

- 本日のご意見を踏まえ、事務局と私との間で報告書（案）を適宜修正することにしたい

と思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

**【事務局】**

○ただいま、座長からいただいたとおり、修正については宇賀先生と相談をさせていただきながら、報告書を取りまとめていきたいと思う。